

監査委員公表第 6 号

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を二宮町監査基準に準拠して執行しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和 8 年 1 月 6 日

二宮町監査委員 間中 晟
二宮町監査委員 羽根 かほる

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の実施日

令和 7 年 11 月 17 日（月）及び 11 月 25 日（火）

3. 監査を行った監査委員

監査委員 間中 晟

監査委員 羽根 かほる

4. 監査対象とした部課等

教育委員会教育部教育指導課

教育委員会教育部教育総務課

選挙管理委員会事務局

監査委員事務局

総務部総務課

5. 監査の範囲

令和 6 年度の財務の状況並びに令和 7 年度 8 月末における事務の状況

6. 監査の実施内容

財務に関する事務が、法令等に基づき適正に行われているかどうかを主眼として、監査説明書により書面調査を実施するとともに、関係職員の説明を求めた。

7. 所掌事務の概要

（1）教育指導課

学校の教育課程・学習指導・児童生徒指導等、小中一貫教育に関すること、学校教育の振興に関する調査・企画及び立案に関すること、教職員研究奨励に関すること、ICT教育の推進に関すること等を担当している。

（2）教育総務課

教育委員会議に関すること、教育財産に関すること、県費負担教職員に関すること、学校環境衛生に関すること、学校施設及び設備の整備に関すること、学校給食及び学校給食共同調理場に関すること等を担当している。

（3）選挙管理委員会事務局

委員会に関すること、選挙の執行に関すること、選挙啓発に関すること等を担当している。

（4）監査委員事務局

監査委員に関すること、監査及び審査等に関すること、監査等の結果の公表等に関すること、住民監査請求に関すること等を担当している。

（5）総務課

職員の給与、勤務時間、その他勤務条件、研修、健康管理及び福利厚生、条例・規則等の制定及び改廃等に関すること、町例規の整理及び管理に関すること、情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること、行政不服審査法に基づく審理員制度に関すること等を担当している。

8. 監査結果

各課局とも、令和6年度予算の執行及び所管業務等財務に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められる。

以上